

令和6年度さいたま市介護サービス情報の報告及び情報公表に関する計画

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

令和6年6月21日

この計画は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、及び同令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を「令和6年度介護サービス情報の報告及び情報公表に関する計画」として一体的に策定するものである。

第1 介護サービス情報の報告に関する計画

1 計画の基準日

令和6年4月1日

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 対象となる介護サービス事業者

次の(1)に掲げる介護サービスを提供するもののうち、(2)、(3)又は(4)のいずれかに該当するもの。ただし、災害その他、報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものを除く。

(1) 対象となる介護サービス

ア 訪問介護

イ 夜間対応型訪問介護

ウ 訪問入浴介護（予防を含む）

エ 訪問看護（予防を含む）

オ 訪問リハビリテーション（予防を含む）

カ 通所介護

キ 認知症対応型通所介護（予防を含む）

ク 療養通所介護

ケ 通所リハビリテーション（予防を含む）

コ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）

サ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）

シ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

ス 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）

セ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）

ソ 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）

タ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）（予防を含む）

チ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）（外部サービス利用型）（予防を含む）

- ツ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
- テ 福祉用具貸与（予防を含む）
- ト 特定福祉用具販売（予防を含む）
- ナ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- ニ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- ヌ 居宅介護支援
- ネ 介護老人福祉施設
- ノ 短期入所生活介護（予防を含む）
- ハ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ヒ 介護老人保健施設
- フ 短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
- ヘ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ホ 複合型サービス
- マ 地域密着型通所介護
- ミ 介護医療院
- ム 短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）

- (2) 計画の基準日前1年間において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超えるもの（以下「既存事業者」という。）。
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に新たに介護サービスの指定を受けたもの（以下「新規事業者」という。）。ただし、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の4第2項に規定する新規事業者については、報告の対象から除く。
- (4) (2)及び(3)以外のものであって、介護サービス情報の公表を希望するもの。

4 報告の方法及び提出期限

(1) 報告の方法

- ア 既存事業者は、基本情報調査票及び運営情報調査票に係る介護サービス情報を介護サービス情報公表システムにより報告する。
- イ 新規事業者は、新たに事業を開始しようとする日の前月10日までに、予め書面により介護サービス情報を記載した基本情報調査票に係る調査（以下、「書面調査」という。）を受けることとする。この場合の書面調査に係る報告書の提出先は、さいたま市介護保険課とする。
書面調査に基づき新規事業者は、基本情報調査票に係る介護サービス情報を介護サービス情報公表システムにより報告する。
- ウ 介護サービス情報公表システムによる報告が困難な場合、ア又はイに係る介護サービス情報を記載した調査票をさいたま市介護保険課へ提出する。

(2) 報告期限

- ア 既存事業者については、別表1スケジュール表中「既存事業所」の欄に示すとおり。
- イ 新規事業者については、別表1スケジュール表中「新規事業所」の欄に示すとおり。
- ウ 3(4)に該当する事業者については、適宜さいたま市介護保険課が定める。

第2 介護サービスの情報公表に関する計画

- 1 計画の期間 令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
- 2 公表の時期 報告データの提出確認後、概ね1週間以内に公表
- 3 公表の方法

報告を受けた介護サービス情報について、報告内容に記載漏れ等の不備がないこと等を確認した後に受理し、介護サービス情報公表システムにおいて公表し、利用者等から要請があった場合は、紙媒体による情報提供、閲覧等を行う。

第3 その他

- 1 介護サービス情報の更新の取扱い

既に公表している介護サービス情報に変更が生じた場合には、変更に係る報告に基づき、公表する介護サービス情報を変更し公表する。

- 2 廃止、休止及び効力停止事業所の取扱い

既に公表している介護サービス情報を公表する事業所に係る廃止又は休止の届出を行った場合、若しくは指定の効力停止を命じられた場合には、公表する介護サービス情報を非公開とする。